

とくしまEBPM研究会設置要綱

(目的)

第1条 徳島県のEBPM (Evidence-Based Policy Making、エビデンスに基づく政策立案) の取組を推進するため、とくしまEBPM研究会 (以下「研究会」という。) を設置する。

(主な検討事項)

第2条 研究会は、次の事項について所掌する。

- (1) 政策立案や政策評価に活用するための統計データ分析
- (2) 統計データについて、作成方法の妥当性や適切性の検討
- (3) 住民サービスの向上につながる各種統計データの外部提供に関する検討
- (4) 統計データ分析等の結果を政策立案や政策評価に活用する仕組みの検討
- (5) とくしまEBPM評価会議に諮る事項の決定
- (6) その他、EBPMの取組を推進するために必要があると認められる事項

(組織)

第3条 研究会は、別表に掲げるメンバーをもって構成する。

- 2 会長は統計データ課企画幹とする。
- 3 研究会は、会長が必要に応じて招集し、これを総理する。
- 4 会長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第4条 研究会の事務局は、政策創造部統計データ課に置く。

(結果の報告)

第5条 事務局は、研究会で検討された事項及びとくしまEBPM評価会議から提出された「報告書」について、関係する政策立案部局に報告し、結果の活用について検討した上で、知事に報告する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

とくしまEBPM研究会メンバー

奥嶋 政嗣	徳島大学大学院社会産業理工学研究部教授
清瀬 由香	特定非営利活動法人チルドリン徳島 c o - f o u n d e r
笹田 可枝	株式会社たからのやま コミュニティマネージャー
豊田 哲也	徳島大学大学院社会産業理工学研究部教授
牧田 修治	統計データ課 企画幹
水ノ上智邦	就実大学経営学部教授

(五十音順)